勘定別の利益の処分（損失の処理）に関する明細

（単位：円）

	一　般　勘　定	文献情報提供勘定	革新的新技術研究開発業務勘定	合　　計
Ⅰ　当期未処分利益（△当期未処理損失）	1,157,659,377	△ 74,376,674,767	0	△ 73,219,015,390
当期総利益	1,157,659,377	236,912,392	0	1,394,571,769
前期繰越欠損金	0	△ 74,613,587,159	0	△ 74,613,587,159
Ⅱ　積立金振替額	8,020,894	0	0	8,020,894
前中期目標期間繰越積立金	8,020,894	0	0	8,020,894
Ⅲ　利益処分額（損失処理額）	1,165,680,271	0	0	1,165,680,271
積立金	1,165,680,271	0	0	1,165,680,271
独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額				
業務充実改善・施設改修等積立金		0	0	0
Ⅳ　次期繰越欠損金	0	△ 74,376,674,767	0	△ 74,376,674,767

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）（以下、独立行政法人会計基準等という）を適用して、財務諸表等を作成している。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第８条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っている。

１．運営費交付金収益の計上基準

業務費については、業務達成基準、一般管理費については、期間進行基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、主な資産の耐用年数は下記のとおりである。

建物	２～50年
構築物	２～37年
機械装置	２～17年
工具器具備品	２～18年

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、主な資産の耐用年数は下記のとおりである。

ソフトウェア	３～５年
情報資産	10年
特許権	８年
商標権	10年

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用している。

⑷　特定の償却資産

特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

３．引当金の計上基準

⑴　賞与引当金

一般勘定については、運営費交付金による財源措置が見込まれるため、賞与支給見込額に係る引当金は計上していない。なお、行政サービス実施コスト計算書においては、会計基準第88に基づき引当外賞与見積額の当期増加額を計上している。

文献情報提供勘定については、役職員の賞与金の支払いに備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上している。

革新的新技術研究開発業務勘定については、革新的研究開発基金補助金による財源措置が見込まれるため、賞与支給見込額に係る引当金は計上していない。なお、行政サービス実施コスト計算書においては、会計基準第88に基づき引当外賞与見積額の当期増加額を計上している。

⑵　売掛金に対する貸倒引当金

売掛金のうち、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

⑶　開発委託金回収債権に対する貸倒引当金

開発委託金回収債権のうち、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

⑷　退職給付引当金

一般勘定については、運営費交付金による財源措置が見込まれるため、退職給付に係る引当金は計上していない。なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職給付引当金の当期増加額を計上している。

文献情報提供勘定については、役員、職員及びその他任期付職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっている。過去勤務債務は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理している。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。